

## ○東北町移住支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年5月20日

告示第44号

(趣旨)

第1 東北町は、青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略及びまち・ひと・しごと創生東北町総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行う東北町移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から東北町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領及び東北町補助金等交付規則（平成17年東北町規則第50号）の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。ただし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に住所を定めた日として記録された日において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき、100万円を加算する。

(対象者要件)

第3 次の(1)の要件を満たし、かつ、(2)又は(3)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(4)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつて

は、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。) をしていたこと。

- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。
- ③ 東北町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他青森県又は東北町が移住支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

1年以内に、青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4 移住支援金の申請者は、申請書（様式第1号）、移住先の就業先の就業証明書（様式第2—1号又は様式第2—2号）及び本人確認書類に加え、第3（1）の要件を満たし、かつ、（2）、（3）又は（4）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（5）の要件を満たすことを証す

る次に掲げる書類を申請を行う日の属する年度の12月28日までに町長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類

(ア) 移住前の在住期間及び在住地が分かる住民票又は戸籍の附票等

(イ) 移住後の転入した日が分かる住民票

(ウ) 移住元での就業先・就業場所・就業期間を確認できる書類（退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等）

(エ) 移住元での在学期間を確認できる書類（卒業証明書、成績証明書等）

(2) 起業に関する書類

(ア) 起業支援金交付決定通知の写し

(3) 世帯に関する書類

(ア) 移住元及び申請時において同一世帯であることが分かる住民票

(4) その他町長が必要とする書類

(交付決定の通知)

第5 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3箇月以内に移住支援金の交付を行う。移住支援金の請求は移住支援金交付請求書（様式第4号）を町長に提出して行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8 町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第6号）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9 青森県及び東北町は、青森県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、青森県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして青森県及び東北町が認めた場合、又は青森県内の他市町村への転居についてはこの限りではない。

なお、青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合は、返還請求を行うものとする。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した東北町から県外に転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した東北町から県外に転出した場合

(返還請求に係る情報共有)

第11 東北町は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に移住支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知する。

移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から東北町に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。

また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

(雑則)

第12 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と東北町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年5月18日告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月8日告示第112号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月8日告示第87号）

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

東北町長 様

年 月 日

## 移住支援金交付申請書

あおり移住支援事業実施要領に基づき、移住支援金の交付を申請します。

## 1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

## 2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク				

## 3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) \*

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙「青森県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、東北町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

## 4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。  
 ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務部署	
住所	
管理コード (青森県及び東北町使用欄)	

(様式第2-1号(第5関係))

年 月 日

東北町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

青森県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、青森県及び東北町の求めに応じて、同青森県及び東北町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

(様式第2-2号(第5関係))

年 月 日

東北町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	
テレワーク交付金	所在先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

青森県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、青森県及び東北町の求めに応じて、同青森県及び東北町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

(様式第3号(第5関係))

年 月 日

様

東北町長

移住支援金交付決定通知書

あおり移住支援事業実施要領の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 東北町は、あおり移住支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に東北町から県外に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に東北町から県外に転出した場合：半額
- 2 東北町は、あおり移住支援事業実施要領の規定に基づき、青森県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
  - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

#### 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

(様式第4号(第6関係))

年 月 日

東北町長 様

住所  
氏名  
連絡先

移住支援金交付請求書

令和 年 月 日付けで交付決定のあった標記支援金について、東北町移住支援事業における移住支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 信用金庫 出張所 農協	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		
	口座名義人	フリガナ	
		氏名	

3 添付書類 交付決定通知書の写し

(様式第5号(第7関係))

年 月 日

東北町長 様

(申請者)

住所

氏名

電話番号

移住支援金交付決定通知書再交付願

東北町移住支援事業における移住支援金交付決定通知の再交付をお願いします。

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

○再交付理由

(様式第6号(第8関係))

年 月 日

様

東北町長

移住支援金交付決定通知書[再交付]

あおり移住支援事業実施要領の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 東北町は、あおり移住支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に東北町から県外に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に東北町から県外に転出した場合：半額
- 2 東北町は、あおり移住支援事業実施要領の規定に基づき、青森県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
  - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

#### 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第 1 号 (第 4 関係)  
様式第 2—1 号 (第 4 関係)  
様式第 2—2 号 (第 5 関係)  
様式第 3 号 (第 5 関係)  
様式第 4 号 (第 6 関係)  
様式第 5 号 (第 7 関係)  
様式第 6 号 (第 8 関係)